

7 南 通 達 第 2 号

令和7年11月14日

各課長、局長、所長 様

南山城村長 平 沼 和 彦

(公 印 省 略)

令和8年度 予算編成方針について (通達)

南山城村予算の編成及び執行に関する規則第4条の規定に基づき、令和8年度予算編成方針を次のとおり定めたので通知します。

ついては、各課員並びに関係機関に周知徹底のうえ、予算編成方針により予算要求書を来る令和7年12月15日(月)までに資料を添えて提出されたい。

第1 経済状況と国の動向

日本経済は、緩やかな景気の回復が続いてはいるが、円安や世界的なインフレの影響を受け、エネルギー価格や食料品の値上げにより物価上昇がみられ、この物価上昇は賃上げ上昇を上回っており日本国内でも生活コストの増加が問題視されている。

現在、2022年時点で約500兆円であった名目GDPは600兆円を超え、賃金も2年連続で5%を上回る賃上げ率が実現するなど、成長と分配の好循環が動きはじめコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行が進められている。

一方で人口減少と高齢化、地震などの大規模災害への防災対策やインフラの強化等の備えが依然として重要な課題であり、活力ある持続可能な地域社会を実現するためには、経済の好循環を地域の隅々まで行き渡らせるとともに、地域ごとに異なる将来の人口動態を念頭に、地方公共団体が人手不足やインフラ老朽化等の資源制約に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくことが重要である。

また、国際情勢としては米中関係の緊張やロシアによるウクライナ侵攻等の地政学リスクが高まり日本だけではなく世界全体に不確実性が広がっている。輸出入依存度が高い日本経済は国際情勢の変動で多角的な影響を受けるリスクが高くなっている。

政府が6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、日本経済の持続的な経済成長と財政の安定を目的に、地方創生の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く、外交・安全保障環境の変化への対応、外的環境の変化に強い経済構造の構築、少子化対策・こども政策の着実な実施など、中長期視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取り組みを強化することが挙げられており、持続可能な財政基盤を確立するこ

とを目指し国民生活の質の向上と未来への投資を重視し、日本全体の発展と安定が図られている。

これを踏まえ、8月8日に閣議了解された「令和8年度予算の概算要求について」において、歳出全般にわたり施策の優先順位を洗い出し、予算の中身を大胆に重点化するとされている。特に①地方交付税交付金等は、「経済・財政新生計画」との整合性に留意しつつ要求、②義務的経費は、人件費分は人事院勧告を踏まえ予算編成過程で対応、その他、各経費ごとの義務的経費性格に基づき要求する、③その他の経費としては、前年度当初予算に相当する額の範囲内で要求した上で、物価高対策を含む重要政策の推進の為、その額に20%を乗じた範囲内で要求できるとされていることから、地方に対しても引き続き厳しい歳出改革が求められるものと思われる。

以上、令和8年度においても、国の財政面での動向に注視し、適切に対応していく必要がある。

第2 本村の財政状況と今後の見通し

令和6年度は、国において物価高騰対応事業として多額の補正予算が編成されており、本村についても物価高騰対応支援給付金支給事業をはじめ、住民税非課税世帯等給付金給付事業や地域応援商品券の配布等補正予算を編成し、村民の不安を取り除くとともに、地域活性化を目指して各種事業を遂行してきたところである。

令和5年度までの数年は新型コロナウイルス感染症対策影響下での財政運営であったが、令和6年度においては、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金について国庫補助金等の有効活用を行った。その他の大きな事業としては公共用地先行取得事業での用地取得が多額であったこともあり令和6年度における一般会計決算において、実質収支額は24,610千円、実質単年度収支は△133,200千円となった。

地方交付税の歳入に占める割合は、産地生産基盤パワーアップ事業による京都府の補助金が多額であったこともあり特別交付税を含め、前年度の55.0%から41.5%となり大きく下回ったが、地方交付税の財政事情については変わらず依存する結果となっている。

また、その他の財政指標としては、人口一人当たりの公債費及び公債費に準ずる費用の分析数値において類似団体を上回る結果、一人当たりの積立金においては94団体中、90位と大きく劣る結果となっており、財政の硬直化と財源的な余裕が少ないことが見受けられる。

更に、債務償還比率や有形固定資産減価償却率においても、類似団体比較において低位となっている。特に、有形固定資産減価償却率は89団体中、81位となっており、このことは、今後の高齢化社会における扶助費等の増額に対応しながら、既存施設等の維持補修費や更新費用を捻出していかなければならないことを示している。

令和8年度の財政見通しであるが、歳入面においては、昨年引き続き大規模太陽光発電事業による償却資産の減価償却により固定資産税が減額すると考えられるため、地方税は減少するものと思われるが、反面、地

方交付税は微増することが考えられる。

なお、当村は先に触れたとおり保有資産の老朽化が進行していることや、災害対策本部が設置される庁舎の移転のための基金を積み立てる必要がある状況下で令和6年度事業に伴い財政調整基金について、多額の取り崩しを行っており、より積極的に財源確保に努めなければならない。

「既存事業の見直し」、「経常的経費の節減」が今まで以上に求められる中、『住民本位の村政』を実現すべく、各種計画（南山城村むらづくりビジョン・過疎地域持続的発展市町村計画等）に基づき、重点施策を着実に推進することで、この村に住んで居てよかった、住んでみたいと思えるむらづくりを実施することが求められる。

第3 予算編成方針（基本方針）

本村の財政状況については、人件費をはじめとする経常的経費の削減、自主財源比率の向上や村債残高の適正管理など、あらゆる面において継続的に改革を進めていく必要がある。

また、依存財源の比率が高い本村の財政構成上、国政の方針転換等により著しく財政状況が急変する。このような変化をできる限り緩和し、災害等の突発的な財政支出が求められた場合でも安心でき、且つ、安定的な財政運営を実施していくためには、各種財政指数を参照しながら財務状況の改善に努め、財政危機の発生リスクを極限まで低下させることが必要である。

そのような中、村民生活を守り、更に持続可能で強固な行財政運営を図るため、コスト意識を持つとともに、下記事項について十分注意すること。

○緊急度・重要度に応じた事業選択

限られた財源を可能な限り有効に配分するため、施策全般において今まで以上に各事業の緊急度・重要度を鑑みながら事業の取捨選択を行い、予算に計上すること。

○事業計画と説明責任

事業計画において、説明責任を果たせるよう、その妥当性を裏付ける根拠を把握するとともに、事業遂行上の課題や目的、成果目標を明らかにしておくこと。

「予算を策定することは、自治体としての政策を決定すること」であることを心に刻みつつ、議会や地区からの要望事項、監査委員の指摘事項等について十分配慮した上で、職員一人ひとりが予算編成の主役になったつもりで要求されたい。

第4 総括的事項

基本方針を踏まえた上で、以下の留意事項を基に予算要求を行うこと。

予算要求にあたっては、事業の抜本的見直しや各経費間での優先順位など真に必要なニーズにこたえるため精査を行うこと。既存事業においてはその事業を継続する意味、その事業を実施することでどのような行政課題が解決できるのか、行政が本当にすべき事業なのか等を検討するとともに、あらゆる角度から見直しを行うこと。

予算要求にあたっては、前年度踏襲とすることなく、また、歳入歳出ともに過大や過少とならないよう、十分に精査すること。年度途中の補正は、原則として、災害対応や国の補正予算対応等といった、緊急、且つやむを得ないもののみとする。

新規事業については、真に村民にとって必要な事業か見極めること。特定財源の確保に努めるだけでなく、スクラップ・アンド・ビルドによる既存事業の見直しや廃止等についても併せて実施すること。

また、後年度における財政負担等を踏まえ、費用対効果を十分検討した上で、予算要求を行うこと。

物価高騰については、昨年度同様、これまでの消費者物価指数の上昇、物資の供給状況を踏まえるとともに、あらゆる方面から情報収集に努めること。

その上で、令和8年度予算要求には、日本の社会や経済状況に関する課題として、超高齢社会到来に対する医療・介護の需要の急増や年金財政の負担の増に伴う社会保険料の増等に伴う「2025年問題」や、物価高騰の影響や働き方関連法案施行の影響も含めて判断すること。場合によっては、仕様の変更による事業費の抑制、代替手法の検討、適正な負担率を考慮した受益者負担の計上等、単に歳出の増加だけでない方法も十分検討すること。

第5 個別的事項

(1) 村税

新たな収納に関する取り組みを検討し、引き続き徴収率の向上を図るとともに、賦課基準日における課税客体を積極的且つ的確に把握し、適切な額を計上すること。また、課税免除や免除の解除等による収入の増減について適切に把握すること。

(2) 分担金及び負担金

適正な受益者負担の観点から事業の性格、受益の範囲、他事業との均衡、近隣町村の動向等を見極め必要な見直しを行い、予算に反映すること。

(3) 使用料及び手数料

実態に即した適正な料金設定を行うため、受益者負担の観点から、近隣市町の状況把握に努めつつ、適正な額となるよう都度見直しを行い、予算に反映すること。

(4) 国・府支出金

国及び府の予算編成や補助制度の動向を把握し、新設の補助はもとより、制度変更にも的確に対応し、対象となるものは必ず活用すること。

また、補助金があっても安易に事業を実施することなく、事業の必要性、緊急度、費用対効果や後年度に発生するランニングコスト等を検討し事業の見直しを常に行うこと。

また、国・府支出金の廃止・縮小があった場合は、当該事業自体の廃止・見直しを行うこと。

なお、予算計上については、実績報告書作成時に補助金申請が可能な対象経費総額にて積算、計上をすること。

(5) 村債

後年度に負担を残さないため、起債残高の減額等に努めること。

なお、近年新たな起債が設定されており、借入先の要件や資金区分等を把握するとともに、より有利な利率で借り入れができるように努めること。

(6) その他の収入

決算額等の実績額を精査し、確実な収入額を計上すること。

(7) 人件費

人件費の積算は、令和8年4月1日現在(新採、退職含む)における職員数で正規の基準により見積もること。

時間外勤務手当については、補正予算が発生しないよう当初予算にて十分精査すること。また、各課において事務の割り振りを見直す等必要に応じて修正し、時間外勤務ができる限り発生しないように、各職員の勤務時間の平準化に努めること。

会計年度任用職員等については、各課等が抱えている事業量を鑑みながら必要最小限の人数とするとともに、事前に総務財政課と調整を行ったうえで、予算計上すること。

(8) 扶助費

過去の決算等の分析・検証を踏まえ、制度改革や社会情勢の変化を的確に把握し、対象者数・単価等の積算根拠について十分精査した上で、予算の肥大化を招くことのないよう、真に必要な額を算定して要求すること。

また、他自治体の状況をよく確認し、村の独自支援や高水準のサービスなどは必要性・有効性を必ず確認し、予算要求を行うこと。

(9) 物件費

一般的な事務用消耗品については、総務財政課で一括購入することを原則とし、予算計上すること。

電算施設・機器については合理化・省力化の検討を行ったうえで見積もること。また、スペック等においても再点検し、経費の削減に努めること。

なお、保有施設の適正な維持管理及び長寿命化を図るため、また、予防的な対応を行い緊急事態発生件数を減らすとともに、故障発生等において早期に対応する必要があることから、過去の実績等から適切な修繕費等の予算計上を行うこと。

また、いわゆる固定費と言われる光熱水費については、先にも述べたとおりエネルギー高騰等の影響を含めて計上すること。但し、できる限り節電・節

水するなど工夫した上での縮小は積極的に検討すること。

(10) 負担金補助及び交付金

広域連合負担金、一部事務組合負担金については、団体に対し、各業務の行財政改革を提案し、負担金が増加しないよう要望すること。

各種団体への補助金等については、団体の自立的運営の促進を求め、その内容、経費を精査し、的確な所要額を計上すること。過去の決算状況を確認(繰越金や留保財源等)のうえ、単に例年通りの予算計上をするのではなく、必要な補助額に留めるよう検討すること。

法令外負担金については、それぞれの協議会で負担金支出のあり方の検討を行い、その効果を見極め、可能な限り縮減等に努めること。

(11) 普通建設事業

投資的事業については、事業の必要性を十分に検証のうえ、コスト削減に努めること。特に施設整備については、下記事項を必ず検討・検証すること。

- ① ランニングコスト等の後年度負担を含め、投資額に見合う村民サービスの充実が図られるかなど、さまざまな視点で効果を十分検証すること。
- ② 将来的な施設のニーズの変化にも柔軟に対応し得る整備計画とすること。
- ③ 建築資材の高騰、需給状況を鑑み、事業化の金額等については、慎重に決定すること。

なお、施設維持管理の面より、費用の平準化を図るための計画的な予算計上を行うこと。

(12) 繰出金

特別会計への繰出金については、原則、繰出基準に基づき算定を実施し、一般会計に準じた健全化に努めること。なお、一般会計と同じ考え方に立ち、一層の効率化、自己財源の確保を図り、一般会計からの繰り入れを可能な限り圧縮するように努めること。

(13) その他

- ① 予定されている施設の更新・修繕に関しては、事前に把握し中・長期的な計画のもと、当初予算にて計画的に計上すること。

- ② 物件費等の予算流用が頻繁にならないように、正確に積算見積りすること(節の入力誤り等)。
- ③ 予算要求額時における、事業概要及び要求に係る積算基礎については、明確かつ詳細に記入すること。
- ④ 特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、厳しく節減に努めること。国が定める繰出基準に基づかないもの(基準外繰出)の縮減を図り、財源を安易に一般会計に依存することなく、国・府支出金の獲得等により効率的な運営に努めること。
- ⑤ 例年、当初予算時において未計上等が発生している。予算入力時において、前年度複写で済ますだけでなく、当該年度において真に必要な予算として必ず見直し、必要に応じて金額の増減修正を行うこと。
- ⑥ 簡易水道については、令和6年度から違うシステムでの入力となるため、昨年に引き続き入力誤り等がないよう、十分気を付けること。